

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月20日認可した。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）須鼻前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大番北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城の角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）須賀地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東梶西地区